

令和4年草加市議会2月定例会追加提出議案

議案

第28号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【職員課】

1 目的

人事院規則の一部改正に鑑み、非常勤職員の育児休業等の取得に係る在職期間要件を廃止するとともに、育児休業等に関し任命権者が講じる措置を定めるものです。

2 内容

(1) 非常勤職員の育児休業・部分休業の取得に係る在職期間要件の廃止

次のとおり、育児休業・部分休業の取得ができる非常勤職員（会計年度任用職員）の要件を見直します。

改正前	改正後
次のいずれにも該当する非常勤職員 ア <u>特定職（任命権者を同じくする職をいう。以下同じ。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> イ （育児休業の場合）その養育する子が1歳6か月に達する日（一定の場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 ウ 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員	次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>（削除）</u> ア （育児休業の場合）その養育する子が1歳6か月に達する日（一定の場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 イ 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員

(2) 育児休業等に関し任命権者が講じる措置の規定

- ア 職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産した事実を申し出たときの措置等
- ・ 育児休業に関する制度等の周知
 - ・ 当該職員の意向確認の面談その他の措置
 - ・ 育児休業を申し出たことによる不利益な取扱いの発生の防止
- イ 育児休業の承認の請求が円滑に行われるための措置
- ・ 職員に対する育児休業に係る研修の実施
 - ・ 育児休業に関する相談体制の整備
 - ・ その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。